第四十三条の五第二項第二号中「可処分所得割合変化率及び調整率」を「前号イに掲げる率及び同号ロに掲げる率」に、「前項ただし書の規定による改定が行われる」を「基準年度以後算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「同号ハに掲げる率に同号ロに掲げる率を乗じて得た」に改め、同条第三項中「六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度」を「基準年度」に、「可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率」を「第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率（基準年度以後算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　可処分所得割合変化率

二　調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

三　物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

第四十三条の五第四項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項から第三項までの基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一　基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

イ　基準年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率

ロ　物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率（物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）

二　基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。

第百条の十二の見出しを「（情報の提供）」に改め、同条第二項を削る。

第百条の十三を第百条の十五とし、第百条の十二の次に次の二条を加える。

（厚生労働大臣と機構の密接な連携）

**第百条の十三**　厚生労働大臣及び機構は、厚生年金保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。

（研修）

**第百条の十四**　厚生労働大臣は、機構の協力の下に、厚生年金保険事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

附則第十七条の七第四項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、同項各号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削る。

附則第三十一条第二項中「同項に規定する別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

**第四条**　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四十三条の三第一項中「物価変動率」の下に「（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十三条の四第三項中「第四十三条の二第四項」を「第四十三条の二第三項」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「第四十三条の二第一項から第三項までの」に改め、同項各号を削る。

第四十三条の五第四項中「次の各号に掲げる」を「物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る」に、「当該各号に定める」を「第四十三条の二第三項並びに第四十三条の三第一項及び第二項の」に改め、同項各号を削る。

附則第十七条の四第十項中「第四項」を「第三項」に改める。

附則第十七条の七第二項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に、「当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「、物価変動率」の下に「（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。）」を加え、同条第四項中「当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）

**第五条**　年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第五条）

第二章　経営委員会（第五条の二―第五条の七）

第三章　監査委員会（第五条の八―第五条の十二）

第四章　役員及び職員（第六条―第十七条の四）

第五章　業務等（第十八条―第二十三条）

第六章　財務及び会計（第二十四条―第二十五条の二）

第七章　業務の概況等の公表（第二十六条）

第八章　雑則（第二十七条―第三十二条）

第九章　罰則（第三十三条・第三十四条）

附則

第三章を削る。

第三十三条中「（第十七条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第三十四条を削る。

第三十五条中第三号を削り、第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　第五条の七、第二十三条第一項又は第二十六条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

二　第七条の二第七項又は第十条第二項の規定により読み替えて適用する通則法第二十三条第二項若しくは第三項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

第三十五条を第三十四条とする。

第八章を第九章とする。

第二十八条第二項中「平成十六年法律第百五号）」を削る。

第三十二条を削り、第七章中第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

（社会保障審議会への諮問）

**第二十九条**　厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

一　通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二　通則法第三十条第一項の認可をしようとするとき。

三　通則法第三十二条第一項の評価を行おうとするとき。

第七章を第八章とする。

第六章の章名中「概況」を「概況等」に改める。

第二十六条中「決算完結後」を「通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の提出後」に改め、同条に次の一項を加える。

2　管理運用法人は、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の実績その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。